

地域で鳥獣を寄せ付けない取組を！

1 農地や集落内の

「鳥獣のえさ場」をなくしましょう!!

- ・収穫残さを放置しない!
- ・畦畔やのり面の雑草を管理する。
- ・ゴミは指定の日に出す。
- ・収穫が終わった後も電気柵などの対策を続ける。



野山に餌が少なくなる冬季は、鳥獣を寄せ付けなくするチャンス!!

鳥獣のえさ場を無くすために

- ・水田では、稲刈り後の株から伸びる稲穂（ひこばえ）などを除去する。
収穫後も電気柵は撤去せず、電気を流し農地への侵入を防止する。
- ・畦畔や法面の雑草を管理する。
冬場、鳥獣のえさとなる青草を覆う「カヤ」や「ススキ」を刈り取らない。

3 「人慣れ」を防ぎましょう!!

- ・音をたてて追い払う。
- ・落ちた果樹や収穫残さを餌にしている鳥獣も見逃さず追い払う。



人慣れしてしまうと頻繁に出没するようになり危険です。

2 農地周辺や集落内の

「鳥獣の隠れ場所」をなくしましょう!!

- ・集落内のすみか等をなくす。
(荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消)
- ・集落内のみはらしを良くする。
(緩衝帯の設置、枝打ち等)

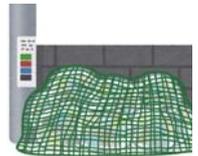
特にイノシシは隠れる場所や安心できる場所があるところが近いところを好みます



4 鳥獣のえさ場や隠れ場所がないか、柵が破れていないか等の「環境点検」を実施しましょう!!

【点検の視点】

- ・「えさ場」はないか。
- ・周辺に鳥獣の「すみか」はないか。
- ・侵入防止柵やごみステーションの設置場所と管理状況は適切か。



地域全体で協力して行うことが大切です。

知らず知らずのうちに農地や集落が鳥獣のえさ場や隠れ場所になっていませんか？被害防止のために地域で鳥獣を「寄せ付けない」対策を行いましょう。また、生息地である森林の環境整備を行い、野生に誘導することも重要です。



お問い合わせ先 農地・集落等にでた場合 肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417
森林等にでた場合 肝付町役場 林務水産商工課 ☎ 0994(67)4513
集落・宅地等にでた場合 肝付町役場 総務課 ☎ 0994(65)2511

有害鳥獣から一体的に農作物を守りましょう

国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業で鳥獣による侵入防止柵を「一体的」に導入することができます。

事業の実施には、近隣農地の農家さんと、3戸以上のグループを作り設置の計画を立てることが必要です。申込方法についてや立地等によりグループを作ることが難しい場合は町の事業もありますので農業振興課までお問い合わせください。

